

	まん延防止等重点措置の実施に伴い 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更
と き	1月20日（木）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国は1月19日、広島県、山口県および沖縄県に加え、1月21日から2月13日までの間、東京都をはじめ13都県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域と決定した。都知事は同日、都内全域を区域として都民の外出自粛や飲食店等における営業時間の短縮等を要請するまん延防止等重点措置を発出した。</p> <p>区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、1月21日から2月13日までの間、以下のとおり対応する。2月14日以降の対応は、別途決定する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和4年1月20日付け）

別添のとおり

【基本的な考え方】

- 区民の皆様には、3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとした、基本的な感染防止策の徹底を引き続きお願いする。
不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動することをお願いする。
感染に不安を感じる区民に対し、都が実施する検査を受けることをお願いする。
- 区内の飲食店等には、営業時間の短縮をお願いする。同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。
なお、酒類を提供する都の感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗（以下「認証店」という。）については、営業時間を午後9時までとし、酒類の提供は午後8時までとするようお願いする。都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗（以下「非認証店」という。）については、営業時間を午後8時までとし、酒類の提供は行わないようお願いする。

【区立施設の対応】

- 通常運営とする。ただし、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールにおいて、大声での歓声・声援等が想定される場合は利用人員を定員の50%とする。
- 少年自然の家の一般利用は、休止する。ただし、区立中学校のスキー教室は、参加者全員の検査を行ったうえで利用する。

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027